

伊勢志摩及び周辺地域エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業
公募型プロポーザル(令和8年6月18日公募分)
質問回答表

事業名：令和8年度伊勢志摩及び周辺地域における高付加価値旅行者向け[ヤド]のソフト向上支援業務

回答日：令和8年6月23日

資料名称	該当ページ	該当項目	質問内容	回答
1			1.前年度 事業成果物について 前年度実施された宿泊施設高付加価値化支援事業における業務報告書、その他成果物について閲覧することは可能でしょうか。 また、閲覧可能な場合は、公募提案書提出前/実施計画書前/支援事業開始後のいずれの時点で開示いただける予定でしょうか。	前年度実施した宿泊施設支援関係事業につきましては、本プロポーザルで最優秀提案者に選ばれ、観光庁事務局から承認された後であれば提供可能です。
別紙4 審査対象項目及び評価基準		II. 業務の内容 ・伴奏支援例が伴奏支援施設の課題に応じて柔軟に対応できる内容となっているか。	2.伴奏支援について 昨年度実施した伴奏支援対象施設の状況や課題については、マスタープラン(本編・概要版)等で公表されている内容以外に、提案時点で参照可能な資料はございますでしょうか。(ターゲットや課題感もマスタープラン(全体、概要のR6、R7)から読み解ける範囲で理解に努めております。)	昨年度実施した伴奏支援対象施設の具体的な状況や課題については、本プロポーザルで最優秀提案者に選ばれ、観光庁事務局から承認された後であれば、昨年度事業の業務報告書等の形で提供可能ですが、ご提案時点で参照可能な資料はありません。 本評価基準は、今年度新たに公募する施設に対する支援例も含まれるため、伴奏支援例については、課題の想定も含め、柔軟に対応できることが分かる内容をご提案ください。
仕様書(別紙3)	P1-2	(5) 委託業務の内容 ① 宿泊事業者への伴奏支援	3. 委託業務の内容の柔軟な変更について 本事業では「コーチング」の要素が多分に含まれておりますが、支援開始後のヒアリングやコーチングを通じて別途、新たな「取り組むべき」施策が明らかになった場合、当初提案した委託業務の内容を見直し、施設ごとに委託業務の内容を変更・追加することは想定されておりますでしょうか。 また、提案時点では支援メニューの例を提示し、実際の委託業務の内容は施設ごとの状況に応じて調整する提案は可能でしょうか。 受託事業者による追加契約が認められない場合、そのような課題が発見された際の対応方法についてご教示ください。	支援開始後のヒアリングやコーチングを通じて別途、新たな「取り組むべき」施策が明らかになった場合、当機構及び支援対象施設と協議のうえ、当初提案した委託業務の内容を見直し、施設ごとに委託業務の内容を変更・追加することは可能です。 提案時点では支援メニューの例を提示し、実際の委託業務の内容は施設ごとの状況に応じて調整する提案は可能です。 本事業における、契約後の追加契約や契約金額の増額等は認められませんので、仕様書に記載の金額・委託業務の内容を踏まえ企画をご提案ください。
仕様書(別紙3)	P1-2	(5) 委託業務の内容 ① 宿泊事業者への伴奏支援	4. 支援業務と追加契約の考え方について 本事業を通じて対象施設に新たな課題が発見された場合、本事業の対象範囲外となる専門的支援について、受託事業者と対象施設が別途契約を締結し実施することは可能でしょうか。 また、その場合における本事業の対象業務との境界、考え方や留意事項がございましたらご教示ください。	本事業外において、支援の結果として受託事業者と対象施設が双方合意のうえ別途契約を締結し実施することは禁止していませんが、本企画提案においては、追加契約を前提とした内容ではなく、仕様書に記載の金額・委託業務の内容を踏まえ、本事業内で完結する企画をご提案ください。
仕様書(別紙3)	P1-2	(5) 委託業務の内容 ① 宿泊事業者への伴奏支援	5. ソフト面について。 以下、それぞれソフト面での委託業務の内容に含まれますでしょうか。 ①採用支援(語学力のある方、マネジメント層) ②ブランディング構築支援 (昨年2施設実施した認識ですが、今年対象施設となる新規施設向け。ブランディングとはSWOTなどの分析、ブランドコンセプト、MVV(ミッション・ビジョン・バリュー)の作成、価値の言語化・可視化などを示します。) ③料理開発(提供するお食事や飲み物だけでなく、地域に根ざした料理のクッキングスクールなどの体験商品造成も含む) ④動画・画像・グラフィックデザインなどの制作 ⑤備品・什器・アメニティ等の選定支援	例示いただいた委託業務の内容について、仕様書に記載の金額・委託業務の内容を踏まえ、本事業内で完結する企画であれば問題ございません。
仕様書(別紙3)	P1-2	(5) 委託業務の内容 ① 宿泊事業者への伴奏支援	6. 成果指標(KPI)の設定について 提案時に施策の成果として想定します指標KPIについては、企画提案時点で確定内容として設定する必要がありますでしょうか。 あるいは、対象施設ごとのコーチング、前年度の業務報告等を分析したうえで対象施設側との協議のうえ具体化、数値設定することを前提として、提案時点では方向性や候補指標を示す形で差し支えないでしょうか。	仕様書に記載の金額・委託業務の内容を踏まえ、企画をご提案ください。
仕様書(別紙3)	P1-2	(5) 委託業務の内容 ① 宿泊事業者への伴奏支援	7. 先進事例視察について ソフト面の向上を目指し、対象施設の経営層等による先進事例視察や宿泊体験を伴うベンチマーク視察を実施する場合、その費用は本事業の対象経費として認められますでしょうか。 また、認められる場合の対象範囲や条件がございましたらご教示ください。	本委託業務遂行のため、必要に応じ先進事例視察や宿泊体験を伴うベンチマーク視察を実施する場合、その費用の全部又は一部が本事業の対象経費として認められる可能性がありますが、内容に応じて当機構、観光庁事務局と確認のうえ決定するため、対象範囲や条件について現在明示できるものはございません。 提案における支援例として妨げるものではありませんので、仕様書に記載の金額・委託業務の内容を踏まえ、企画をご提案ください。
			8. 事業実施スケジュールについて 審査結果通知後のスケジュールについて、契約締結、支援対象施設の公募・選定、実施計画書提出、支援開始の前後関係をご教示ください。	審査結果通知後のスケジュールについて、ご質問の前後関係は以下のとおりです。 1. 審査結果通知 2. 実施計画書提出 3. 契約締結 4. 支援対象施設の公募・選定 5. 支援開始
仕様書(別紙3)	P1-2	(5) 委託業務の内容 ① 宿泊事業者への伴奏支援	9. 体制について 提案時点では主要な実施体制を記載しようと考えますが、支援対象施設ごとの課題に応じて補助的な専門人材を追加活用することは可能でしょうか。 また、その場合の費用は本事業の対象経費として認められますでしょうか。	本委託業務遂行のため、必要に応じ専門人材を追加活用する場合、その費用の全部又は一部が本事業の対象経費として認められる可能性があります。内容に応じて観光庁事務局と確認のうえ決定するため、対象範囲や条件について現在明示できるものはございません。 提案における支援例として妨げるものではありませんので、仕様書に記載の金額・委託業務の内容を踏まえ、企画をご提案ください。